

# 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者の皆様への支援制度

令和2年3月13日現在

## 1 資金繰り支援

群馬県では、今回の新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様にご利用いただける制度融資として、**経営サポート資金**を用意しておりますので、ご活用ください。

### Aタイプ（経営強化関連要件）

- ①融資対象者：最近6か月又は3か月の売上高又は粗利益が前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して**5%以上減少**している方
- ②融資限度額：6,000万円  
経営サポート資金A～Cタイプを合算して1億2千万円まで
- ③融資期間：運転資金 10年以内（うち据置期間1年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ④融資利率：年1.75%以内 ※別途、信用保証協会の保証が必要です

### Bタイプ（セーフティネット保証等関連要件）

- ①融資対象者（以下の要件をすべて満たす方）
  - ・旅館、ホテル、食堂、理容・美容業など、国が指定する**508業種**に属している
  - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、その事業に影響を受け、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**5%以上減少**することが見込まれる
  - ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：6,000万円  
経営サポート資金A～Cタイプを合算して1億2千万円まで
- ③融資期間：運転資金 10年以内（うち据置期間1年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ④融資利率：年1.75%以内 ※別途、**セーフティネット保証5号**が必要です

### Cタイプ（災害復旧関連要件）

- ①融資対象者（以下の要件をすべて満たす方）
  - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、その事業に影響を受け、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**20%以上減少**することが見込まれる
  - ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：5,000万円（うち運転資金3,000万円）  
経営サポート資金A～Cタイプを合算して1億2千万円まで
- ③融資期間：運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ④融資利率：年1.7%以内 ※別途、**セーフティネット保証4号**が必要です

### Fタイプ（危機関連保証要件）

- ①融資対象者（以下の要件をすべて満たす方）
  - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**15%以上減少**することが見込まれる
  - ・中小企業信用保険法第2条第6項に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：3,000万円 ※経営サポート資金の他の要件とは**別枠**
- ③融資期間：運転資金 10年以内（うち据置期間1年以内）
- ④融資利率：年1.3%以内 ※別途、**危機関連保証**が必要です

詳細は、県庁商政課(電話027-226-3332)へお問い合わせください

4月1日から「商政課」は「経営支援課」に名称が変わります。(電話番号は変更ありません)

## 2 特別相談窓口

対 応 内 容		相談窓口	受付時間
融資相談	資金繰り等の相談	県庁商政課金融係 4/1～経営支援課金融係 (前橋市大手町1-1-1) (電話) 027-226-3332	平日 8:30～17:15 土・日・祝日 10:00～16:00
経営相談	経営全般に関する相談(無料) 必要に応じ、中小企業診断士等の専門家派遣(一部企業負担あり)	(公財)群馬県産業支援機構総合相談課 (前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内) (電話) 027-265-5013	

※県内の各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会においても相談窓口を開設しています。

## 3 政策金融公庫・商工中金の対応

### 経営相談窓口の開設

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の全支店において、新型コロナウイルスに関連した感染症により、経営・資金繰り等に影響を受けられた中小企業の方を対象とする「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を開設しています。

### 融資制度

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応については、以下にお問い合わせください。

日本政策金融公庫	前橋支店	中小企業事業	(電話) 027-243-0050
		国民生活事業	(電話) 027-223-7311
	高崎支店	国民生活事業	(電話) 027-326-1621
商工組合中央金庫	前橋支店		(電話) 027-224-8151

## 4 群馬県信用保証協会の対応

群馬県信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方の、資金繰りや経営に関する相談窓口を開設しています。

また、セーフティネット保証に関する詳しいことは、以下にお問い合わせください。

相談窓口	受付時間
【本部・営業部】前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内 保証統括部 保証推進課 (電話) 027-231-8875 営業部 保証第一課 (電話) 027-231-8818 保証第二課 (電話) 027-231-8819	平日 9:00～17:10 土・日・祝日 9:00～17:00 ※3月中に限る ※電話相談
【高崎支店】高崎市問屋町2-7-2 保証第一課・保証第二課 (電話) 027-362-7733	
【桐生支店】桐生市錦町3-1-25 桐生商工会議所会館4階 保証課 (電話) 0277-43-6211	
【太田支店】太田市飯田町1180 保証課 (電話) 0276-48-8811(代表)	